



埼玉県報

第256号
令和3年(2021年)
10月29日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（環境政策課）

告示

- 埼玉県土地利用基本計画の変更（土地水政策課）
- 埼玉県人事行政の運営等の状況の公表（人事課）
- 鳥獣保護区の更新（東入間）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（野上）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（白石山）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（秋平）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（小川げんきプラザ）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（児玉白楊高等学校）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（有間ダム）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（国神）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（上里町烏川・神流川）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（金勝山）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（金仙寺）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（北荒川緑地公園）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（秩父ミュージックパーク）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（羽生水郷公園）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（児玉）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（三ツ又沼）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（比企東部）（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出（社会福

祉課)

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 埼玉県越谷児童相談所一時保護所給食調理等業務委託に関する落札者等の公示(越谷児童相談所)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 上里土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく基本測量の終了(用地課)
- 川口本町4丁目9番地区市街地再開発組合の設立認可(市街地整備課)
- 県道中津川三峰口停車場線の区域の変更(秩父県土整備事務所)
- 県道越谷流山線の区域の変更(越谷県土整備事務所)

規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十四号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百四条」を「第百三条」に改める。

第三十一条第三号中「、第百四条」を削る。

第百条中「様式第五十四号」の下に「又は様式第五十五号」を加える。

第百四条を削る。

様式第一号、様式第二号から様式第四号の二までの備考以外の部分、様式第五号、様式第六号から様式第二十号までの備考以外の部分、様式第二十五号の備考以外の部分、様式第二十六号、様式第二十七号から様式第三十三号までの備考以外の部分及び様式第三十七号から様式第四十一号までの備考以外の部分中「㊦」を削る。

様式第四十三号中「㊦」を削り、同様式の備考中「日本産業規格B4」を「日本産業規格A4」に改める。

様式第四十四号から様式第四十九号までの備考以外の部分中「㊦」を削る。

様式第五十号中「あて先」を「宛先」に、「縦、横各3センチメートル」を「縦4センチメートル、横3センチメートル」に、「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

様式第五十一号中「印」を削る。

「上記の者は、埼玉県生活環境保全条例第120条第1項の

様式第五十四号中 規定により立入検査等をする者であることを証明する。

年 月 日 」

「上記の者は、埼玉県生活環境保全条例第120条第1項の規定により立入検査等をする者であることを証明する。」に「（1年間有

効）」を「年 月 日交付 年 月 日限り有効」に改める。

様式第五十五号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

（備考） 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
5 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の埼玉県生活環境保全条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(埼玉県地域機関連事務の委任及び決裁に関する規則の一部改正)

3 埼玉県地域機関連事務の委任及び決裁に関する規則(昭和四十五年埼玉県規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第七号委任事務の欄54を削る。

告示

埼玉県告示第千八百八十三号

埼玉県土地利用基本計画を令和三年十月二十六日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

鴻巣市の区域

別図のとおり、農業地域十七ヘクタールを縮小



告 示

埼玉県告示第千八百八十四号

埼玉県の人事行政の運営等の状況について、埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年埼玉県条例第四号）第六条の規定により、次のとおり公表する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

人事行政の運営等の状況の公表

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況（令和2年度）

（単位：人）

職種	採用	離職								合計
		退職					免職			
		定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒	失職	
一般行政職	667	285	64	111	7	207	0	2	0	676
研究職	20	4	3	2	1	11	0	0	0	21
医療職	81	18	4	21	0	27	0	0	0	70
技能労務職	17	22	2	1	0	19	0	0	0	44
教育職	4,562	1,110	118	431	17	2,451	0	11	1	4,139
警察職	458	210	29	129	5	26	0	0	0	399
企業職	308	30	15	174	0	37	1	0	0	257
合計 (構成比)	6,113	1,679 (30.0%)	235 (4.2%)	869 (15.5%)	30 (0.5%)	2,778 (49.6%)	1 (0.0%)	13 (0.2%)	1 (0.0%)	5,606 (100%)

(注) 1 上記の数は、再任用職員を含みます。

2 職種の区分については、次のとおりです(以下(2)及び8職員の退職管理の状況に同じ)。

一般行政職・・・他のいずれにも該当しない職員

研究職・・・研究職給料表適用者

医療職・・・医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の各適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

教育職・・・教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の各適用者並びに指導主事及び社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員

警察職・・・公安職給料表適用者

企業職・・・企業職給料表(一)、企業職給料表(二)、病院企業職給料表(一)、病院企業職給料表(二)、病院研究職給料表、病院医療職給料表(一)、病院医療職給料表(二)、病院医療職給料表(三)及び下水道企業職給料表の各適用者

3 数字の単位未満は、四捨五入しました。このため、内訳の計が100%にならない場合があります(以下(2)に同じ)。

(2) 職員の昇任及び降任の状況（令和2年度）

<知事等>

（単位：人）

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	175	112	124	83	55	25	8	5
研究職	6	3	7	6	4	0	0	0
医療職	22	8	7	2	2	0	0	0
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	0	1	2	0	0	1	0	0
企業職	112	28	36	19	3	3	4	2
合計 (構成比)	315 (36.7%)	152 (17.7%)	176 (20.5%)	110 (12.8%)	64 (7.5%)	29 (3.4%)	12 (1.4%)	7

(注) 1 知事等とは、任命権者が、知事、議長、選挙管理委員会、代表監査委員、人事委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び下水道事業管理者であるものを言います(以下同じ)。

<教育委員会>

（単位：人）

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	59	49	35	5	10	9	0	1
医療職	2	0	0	0	0	0	0	0
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 (構成比)	61 (36.1%)	49 (29.0%)	35 (20.7%)	5 (3.0%)	10 (5.9%)	9 (5.3%)	0 (0.0%)	1

(単位：人)

区分	昇任				降任
	主幹教諭	教頭	副校長	校長	
教育職	227	239	33	180	13
合計 (構成比)	227 (33.4%)	239 (35.2%)	33 (4.9%)	180 (26.5%)	13

<警察本部長>

(単位：人)

区分	昇任					降任
	巡査部長 主任	警部補 係長	警部 課長補佐	警視 調査官級	所属長級	
警察官	331	192	75	30	26	1
一般職員	40	22	10	6	2	0
研究職	0	2	0	0	0	0
合計 (構成比)	371 (50.4%)	216 (29.3%)	85 (11.5%)	36 (4.9%)	28 (3.8%)	1

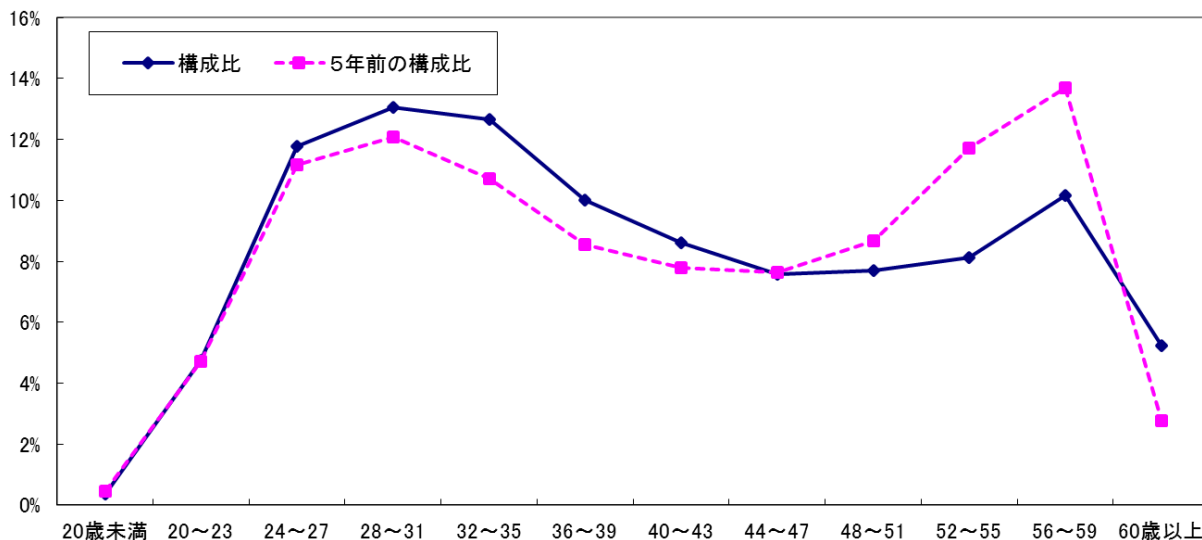
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和2年	令和3年			
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議 会	65	66	+1	執行体制の強化など
		総 務	1,214	1,241	+27	広報課の新設など
		税 務	561	567	+6	徴収対策の強化など
		民 生	1,164	1,029	▲135	総合リハビリテーションセンターの公営企業会計適用など
		衛 生	1,295	1,551	+256	新型コロナウイルス感染症対策の体制強化など
		商 工	317	322	+5	経済対策の強化など
		労 働	200	196	▲4	執行体制の見直しなど
		農林水産	878	896	+18	森林経営管理制度の推進など
		土 木	1,267	1,287	+20	治水対策の対応強化など
		小 計	6,961	7,155	+194	
		教育部門	37,803	40,666	+2,863	臨時的任用職員の計上など
	警察部門	12,860	12,860	0		
	小 計	57,624	60,681	+3,057		
公 営 企 業 部 門	病 院	2,387	186	▲2,201	県立病院の独立行政法人化など	
	水 道	336	342	+6	執行体制の強化など	
	下水道	130	130	0		
	その他	109	111	+2	執行体制の強化など	
	小 計	2,962	769	▲2,193		
合 計		60,586	61,450	+864		

(注) この表は、総務省定員管理調査の区分に基づき、職員の配置状況を行政部門別に表にしたもので、職員数は定数条例上の定数とは異なります。

(4) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 217	人 2,909	人 7,238	人 8,024	人 7,786	人 6,150	人 5,299	人 4,655	人 4,732	人 4,995	人 6,236	人 3,209	人 61,450

(5) 職員定数の適切な管理

多様な課題に迅速かつ的確に対応するための組織体制の見直しを行うとともに、今後の人口減少等を踏まえ、業務のスクラップ・アンド・ビルドを行い、職員定数の適正な管理を行っています。その上で、急増する自然災害など県民の生命や財産に重大な影響を及ぼす事案等には必要な範囲内で増員しています。

なお、企業局、病院局、下水道局、教育委員会（事務局職員及び県立学校事務職員等県の裁量により削減が可能な職員に限る。）においても、職員定数を適切に管理することとしています。

2 職員の人事評価の状況

<知事及び教育委員会（事務局職員）>

評価制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価：仕事の実績（業績と過程）を評価 <ul style="list-style-type: none"> ①業績評価：仕事の成果と手順を測定（目標管理を活用） ②職務遂行過程評価：職務遂行における過程の適正さを測定 能力評価：職務遂行を通じて発揮された能力と執務姿勢を評価 																																
対象職員	一般職の職員																																
評価期間等	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価 <ul style="list-style-type: none"> 評価基準日：2月1日 評価対象期間：4月1日～翌3月31日 能力評価 <ul style="list-style-type: none"> 評価基準日：11月1日 評価対象期間：前年11月2日～11月1日（基準日以前1年間） 																																
評価の基準	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価（最終評価） <table border="1" data-bbox="454 667 1425 936"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> <th>分布制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>実績が特に良好である</td> <td>対象者数の10%以内</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>(Sは実績が極めて良好な場合)</td> <td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>実績が良好である</td> <td rowspan="3">分布制限なし</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>実績がやや良好でない</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>実績が良好でない</td> </tr> </tbody> </table> 能力評価（最終評価） <table border="1" data-bbox="454 1014 1425 1283"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> <th>分布制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>職位における期待水準を大きく上まわる</td> <td>対象者数の10%以内</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>職位における期待水準を上まわる</td> <td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職位における期待水準である</td> <td rowspan="3">分布制限なし</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職位における期待水準を下まわる</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職位における期待水準を大きく下まわる</td> </tr> </tbody> </table> 	評語	内容	分布制限	S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内	A	(Sは実績が極めて良好な場合)	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	実績が良好である	分布制限なし	C	実績がやや良好でない	D	実績が良好でない	評語	内容	分布制限	S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内	A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	職位における期待水準である	分布制限なし	C	職位における期待水準を下まわる	D	職位における期待水準を大きく下まわる
評語	内容	分布制限																															
S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内																															
A	(Sは実績が極めて良好な場合)	対象者数の30%からSの数を除いた数以内																															
B	実績が良好である	分布制限なし																															
C	実績がやや良好でない																																
D	実績が良好でない																																
評語	内容	分布制限																															
S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内																															
A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内																															
B	職位における期待水準である	分布制限なし																															
C	職位における期待水準を下まわる																																
D	職位における期待水準を大きく下まわる																																
評価結果等の活用	評価結果を、人事配置及び給与へ反映させるとともに、能力開発に活用している。																																
その他	評価者研修を実施（実施主体：彩の国さいたま人づくり広域連合）																																

<教育委員会（県立学校）>

<p>評価制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標による管理の手法 ・ 実績(目標の達成状況)及び行動プロセス(能力、意欲等)を総合的に評価、教職員は併せてチームワーク行動を評価 ・ 複数の評価者による評価 ・ 評価結果のフィードバック ・ 評価結果の活用(人材育成、人事管理、給与への反映等) ・ 体系的な評価者研修の実施 ・ 苦情相談窓口の設置、苦情対応制度の整備 																		
<p>対象職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての職員(埼玉県教育委員会教育長の定める者を除く。) 																		
<p>評価期間等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準日: 2月1日 ・ 評価期間: 基準日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日まで 																		
<p>評価の基準</p>	<p>実績及び行動プロセスの総合評価基準</p> <table border="1" data-bbox="454 680 1442 987"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、概ね期待どおりである</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td> </tr> </tbody> </table> <p>チームワーク行動の評価者評価の基準</p> <table border="1" data-bbox="454 1086 1442 1335"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが、改善すべき点がある</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td> </tr> </tbody> </table>	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、概ね期待どおりである	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である	D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが、改善すべき点がある	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている
評価	内容																		
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている																		
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、概ね期待どおりである																		
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である																		
D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている																		
評価	内容																		
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである																		
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが、改善すべき点がある																		
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている																		
<p>評価結果等の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の公正な人事管理に資するとともに、評価結果のフィードバックを通じて資質・能力の向上を図る。 ・ 評価結果を基礎資料として、次年度の昇給及び勤勉手当へ反映させる。 																		
<p>その他</p>	<p>評価者研修テキスト(管理職向け)、教職員評価システムの手引き(教職員向け)を整備</p>																		

<警察本部長>

<p>評価制度の概要</p>	<p>人事評価は、実績評価及び能力評価の区分により実施している。</p> <p>1 実績評価 目標設定方式による評価及び所掌する業務に対する成果やその過程における職務遂行に係る行為を定められた評価項目により評価する。</p> <p>2 能力評価 標準職務遂行能力に基づき、職務遂行に係る行為に現れた職員の保有する知識、判断等の能力を評価する。</p>
<p>対象職員</p>	<p>採用時教養終了後2月未満及び条件付採用期間中等の職員を除く警察官及び一般職員</p>
<p>評価期間等</p>	<p>実績評定及び能力評定</p> <p>(1) 評定日 : 12月1日</p> <p>(2) 評定期間 : 12月1日～翌11月30日</p>
<p>評価の基準</p>	<p>1 絶対評価（5段階評価） A：優秀 B：良好 C：普通 Dやや劣る～劣る E：大きく劣る</p> <p>2 相対評価（6段階評価） A：区分全体の10%以内 B：区分全体の25%以内 C+及びC：分布基準なし D及びE：区分全体の3%以上</p>
<p>評価結果等の活用</p>	<p>評価結果を人事管理に活用するとともに、評価の過程における指導育成や結果のフィードバックにより、活力ある組織を指向し職員の処遇の適正化を図った。</p>
<p>その他</p>	<p>人事評価の公平性を認識させるため、評価者に対する指導及び教養を実施した。</p>

3-1 職員の給与の状況（公営企業職員を除く。）

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度の人件費
	人	千円	千円	千円	%	%
令和2年度	7,393,849	2,094,579,571	27,331,069	555,757,293	26.5	32.6

(注) 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和2年度	57,624	250,226,279	60,715,155	103,759,097	414,700,531	7,197

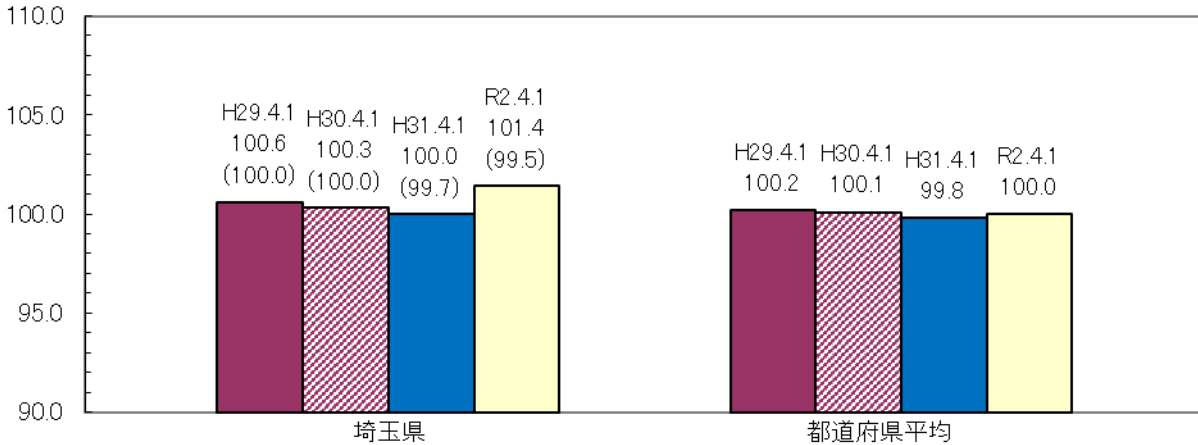
(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和2年4月1日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.0 歳	319,815 円	418,771 円
技能労務職	56.3 歳	340,446 円	393,589 円
高等学校等教育職	43.3 歳	363,080 円	429,691 円
小中学校教育職	40.0 歳	346,412 円	407,751 円
警察職	37.8 歳	332,489 円	478,831 円

(注) 1 職種区分については、総務省地方公務員給与実態調査の職種区分表によります。（以下同じ）

一般行政職・・・行政職給料表適用者（ただし、国の税務職俸給表及び福祉職俸給表に該当する職員、指導主事、社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員を除く）及び事務職給料表適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

高等学校等教育職・・・教育職給料表(1)適用者並びに高等看護学院及び農業大学の教員

小中学校教育職・・・教育職給料表(2)適用者

警察職・・・公安職給料表適用者

2 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(5) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	191,664円	204,360円
	高校卒	157,333円	168,506円
技能労務職	高校卒	159,872円	171,756円
	中学卒	144,078円	152,660円
高等学校教育職	大学卒	214,111円	228,230円
	高校卒	168,709円	184,148円
小中学校教育職	大学卒	214,111円	228,230円
警察職	大学卒	222,135円	236,457円
	高校卒	193,594円	202,126円

(注) 高等学校教育職・・・高等学校等教育職から特殊教育諸学校、高等看護学院及び農業大学の教員を除いたもの

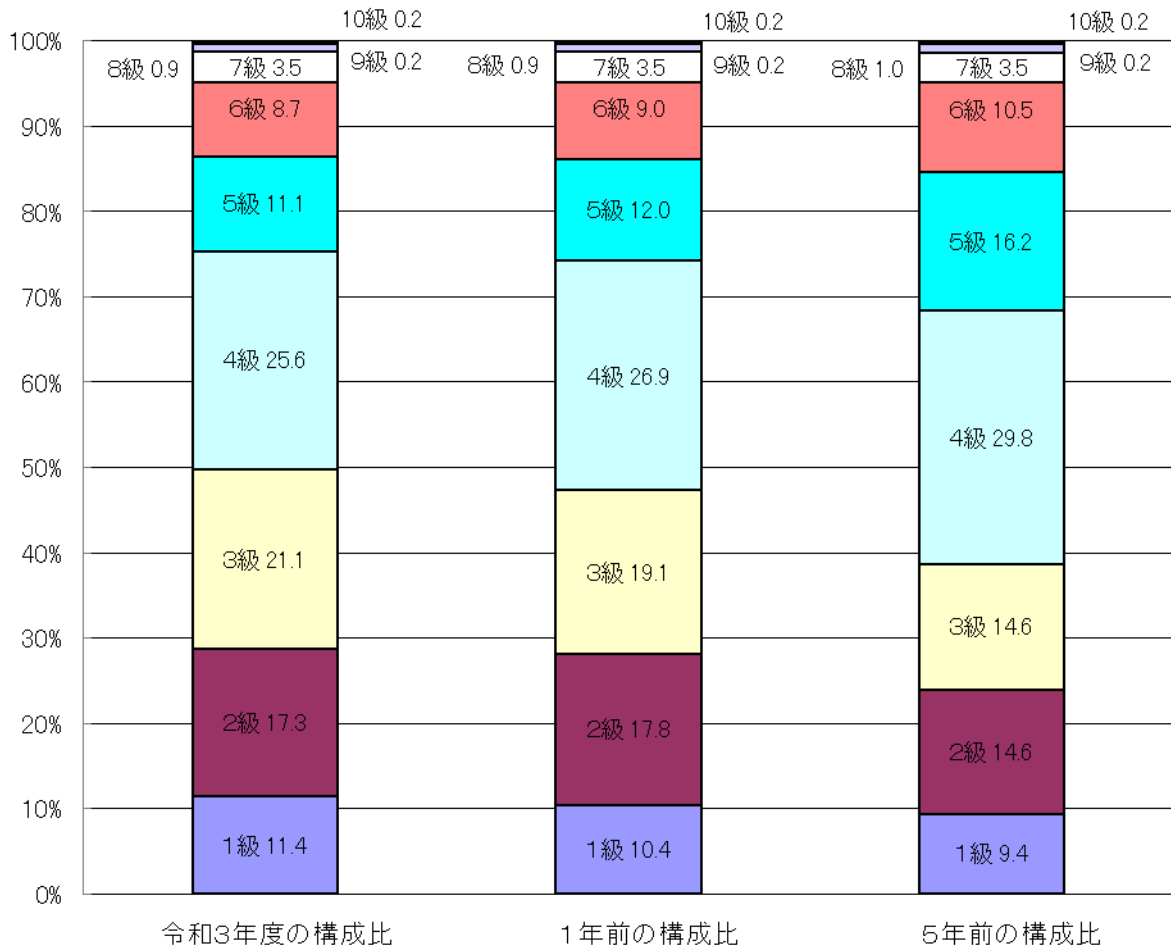
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和3年4月1日現在）

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	291,421円	375,653円
	高校卒	250,843円	333,711円
技能労務職	高校卒	—	—
	中学卒	—	—
高等学校教育職	大学卒	343,293円	419,871円
	高校卒	277,737円	328,344円
小中学校教育職	大学卒	343,201円	412,253円
警察職	大学卒	318,706円	403,557円
	高校卒	281,629円	371,949円

(7) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主査主任	主査	主幹	副課長主幹	課長	副部長	部長	本庁部長	
職員数	人 1,057	人 1,606	人 1,956	人 2,383	人 1,030	人 802	人 320	人 81	人 16	人 15	人 9,266
構成比	% 11.4	% 17.3	% 21.1	% 25.6	% 11.1	% 8.7	% 3.5	% 0.9	% 0.2	% 0.2	% 100.0

(注) 1 埼玉県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。



(8) 昇給への人事評価の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。
課所長級以上の職員については、人事評価結果を基に、昇給の号給数（8～0号給）を決定。
副課長級以下の職員については、能力評価結果に基づき、昇給の号給数（5以上～0号給）を決定。

(9) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

埼玉県	国
1人当たりの平均支給額（令和2年度決算） 1,671千円	—
（令和2年度支給割合） 期末手当 2.55月分 （1.45月分） 勤勉手当 1.90月分 （0.90月分）	（令和2年度支給割合） 期末手当 2.55月分 （1.45月分） 勤勉手当 1.90月分 （0.90月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への人事評価の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。実績評価結果に基づき、5段階の支給割合を決定。なお、再任用職員については4段階の支給割合を決定。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

埼玉県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (令和2年度決算)	(自己都合) 1,706千円	(勸奨・定年) 21,933千円			

(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）	21,634,890千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	376千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	9,252人
東京都特別区等	11.3%	14人

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）	2,497,797千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	141千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度決算）	30.6%
手当の種類（手当数）	28手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税の賦課徴収業務	月額 17,000 円 日額 650 円
福祉保健業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	月額 9,700 円～20,000 円 日額 320 円
介助及び汚物処理作業手当	病院等に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の作業	月額 8,000 円 日額 320 円
動物取扱手当	保健所等に勤務する職員	野犬捕獲等の業務	日額 370 円～400 円 月額 12,500 円
土木作業手当	県土整備事務所等に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額 340 円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	特に危険な消防訓練の指導業務	日額 370 円
公害調査等業務手当	環境管理事務所等に勤務する職員	有毒物を発散する場所での調査等	日額 370 円
し尿処理施設等検査手当	環境管理事務所等に勤務する職員	し尿処理施設又は浄化槽の立入検査等	日額 320 円
保安検査等業務手当	化学保安課等に勤務する職員	危険物貯蔵所の立入検査の業務	日額 370 円
試験等業務手当	試験研究機関等に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務	日額 300 円
放射線取扱手当	放射線を取り扱う職員	放射線照射装置を使用しての撮影又は透視作業	日額 320 円
防疫業務手当	保健所等に勤務する職員	感染症の患者の救護等	日額 320 円～4,000 円
用地交渉等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額 650 円
災害応急作業等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	重大な災害が発生した道路等での応急作業等	日額 610 円～730 円
特殊現場作業手当	農林振興センター等に勤務する職員	高所や水中等特殊な場所での工事作業等	日額 320 円～370 円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	1 体 800 円～2,500 円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務 1 回 2,150 円～7,300 円
変則勤務手当	変則勤務課所に勤務する職員	深夜の業務等	勤務 1 回 410 円～1,600 円
航空業務手当	防災航空隊に勤務する職員	搜索救難の業務	1 時間 1,900 円

警察業務手当	警察職員	犯罪捜査又は被疑者逮捕等の業務	日額 460 円等
東日本大震災対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災に対処するための原発敷地内等での業務	日額 660 円～13,300 円
原子力災害対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災以外の原子力災害に対処するための原発敷地内等での業務	日額 40,000 円を超えない範囲内の額
多学年学級担当手当	小中学校の教育職員	2 年以上の学年の児童等で編成される学級での授業等	日額 290 円
兼務手当	県立高等学校の教育職員	正規の勤務時間外に行う兼務課程の勤務	1 時間 1,200 円～1,800 円
実習等指導手当	県立学校等に勤務する職員	農業実習の教育指導及び理療・看護の教育指導	月額 20,000 円 日額 180 円～400 円
教員特殊業務手当	教育職員	修学旅行での児童等の引率等	日額 900 円～16,000 円
教育業務連絡指導手当	教育職員	教務等についての連絡調整及び指導助言	日額 200 円
夜間学級担当手当	本務として夜間学級に勤務する職員	夜間学級の担当等	月額 21,000 円 日額 730 円

(注) 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	12,647,686千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	586千円
支給実績（令和元年度決算）	12,394,044千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	576千円

(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 夜間勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 5,079,695	千円 250
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 4,473,460	千円 352
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600円(又は50,800円)以内	同		千円 140,384	千円 2,925
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 （原則として6か月定期券価額）	異	支給上限	千円 5,936,685	千円 120
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	異	支給額等		

単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 22,570	千円 426
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4%~8%	同		千円 0	千円 0
へき地手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する学校職員に支給 → 支給率4~16%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 982,757	千円 286
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,050円~31,500円	同		千円 1,273,185	千円 284
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円~18,000円	同		千円 94,435	千円 546
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円~139,600円	同		千円 3,221,475	千円 823
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給 → 月額2,000~8,000円			千円 2,281,249	千円 65
定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程に勤務する教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額) 夜間勤務1回につき730円(日額)			千円 177,929	千円 348
産業教育手当	農業又は工業に関する実習を行う高等学校の教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額)			千円 224,438	千円 394
農林業普及指導手当	農業又は林業に関する普及指導業務を行う職員(管理職を除く。)に支給 → 支給率6%			千円 26,520	千円 282

(10) 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,420,000円		
	副知事	1,134,000円		
報 酬	議 長	1,144,000円		
	副議長	1,016,000円		
	議 員	927,000円		
期 末 手 当	知 事 副知事	(令和2年度支給割合) 3.35月分		
	議 長 副議長 議 員	(令和2年度支給割合) 3.35月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事	$1,420,000 \text{ 円} \times 12 \times \text{在職年数} \times 0.60$	40,896,000円	任期毎
	副知事	$1,134,000 \text{ 円} \times 12 \times \text{在職年数} \times 0.46$	25,038,720円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3-2 公営企業職員の給与の状況

(1) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和2年度	千円 1,962,054	千円 ▲171,378	千円 239,278	% 12.2	% 12.4

(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費16,459千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和2年度	人 28	千円 103,261	千円 30,600	千円 41,270	千円 175,131	千円 6,255

(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和3年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
38.8歳	331,586円	519,289円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（令和2年度決算） 1,519千円	
（令和2年度支給割合）	
期末手当 2.55月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.90月分 (0.90月分)
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5~20%
・ 管理職加算	15~25%

(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（令和3年4月1日現在）

（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (令和2年度決算)	(自己都合) 0円	(勸奨・定年) 21,923千円

(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績 (令和2年度決算)	8,826千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	327千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	27人

(注) 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績 (令和2年度決算)	2,934千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	183千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和2年度決算)	59.3%		
手当の種類 (手当数)	3手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和2年度決算)	8,056千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	322千円
支給実績 (令和元年度決算)	9,064千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	324千円

(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 2,424	千円 242
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 2,843	千円 355
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600円 (又は50,800円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 3,653	千円 140
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
特勤勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0

休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 -	千円 -
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,050円～31,500円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき2,000円～18,000円	同		千円 36	千円 36
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		千円 1,812	千円 906

(注) 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 水道用水道事業

ア 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和2年度	千円 51,742,097	千円 ▲1,862,608	千円 2,308,989	% 4.5	% 5.2

(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費626,347千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和2年度	人 337	千円 1,321,390	千円 405,524	千円 552,144	千円 2,279,058	千円 6,763

(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和3年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和3年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
40.8歳	348,275円	546,741円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額 (令和2年度決算)	1,604千円	
(令和2年度支給割合)	期末手当	勤勉手当
	2.55月分	1.90月分
	(1.45月分)	(0.90月分)
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
	・ 役職加算	5~20%
	・ 管理職加算	15~25%

(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当 (令和3年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (令和2年度決算)	(自己都合) 0円	(勸奨・定年) 22,782千円

(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績 (令和2年度決算)	113,373千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	332千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	342人

(注) 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績 (令和2年度決算)	41,757千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	183千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和2年度決算)	66.7%		
手当の種類 (手当数)	3手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和2年度決算)	104,080千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	335千円
支給実績 (令和元年度決算)	114,900千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	368千円

(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 35,575	千円 244
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 23,599	千円 337
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600円 (又は50,800円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 54,914	千円 174
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0

休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 -	千円 -
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき1,050円～31,500円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円～18,000円	同		千円 58	千円 19
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		千円 31,033	千円 1,001

(注) 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(3) 地域整備事業

ア 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和2年度	千円 12,875,915	千円 1,597,557	千円 167,146	% 1.3	% 2.3

(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費227,794千円を含みません。

3 造成した産業団地の売却実績で、「総費用」が変動するため、年度により「総費用に占める職員給与費比率」が大きく異なることがあります。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和2年度	人 50	千円 192,474	千円 55,507	千円 81,628	千円 329,609	千円 6,592

(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和3年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和3年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
39.2歳	351,343円	550,961円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額 (令和2年度決算)	1,591千円	
(令和2年度支給割合)	期末手当	勤勉手当
	2.55月分	1.90月分
	(1.45月分)	0.90月分)
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
	・ 役職加算	5~20%
	・ 管理職加算	15~25%

(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当 (令和3年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (令和2年度決算)	(自己都合)	(勸奨・定年)
	0円	0円

(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績 (令和2年度決算)	16,788千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	329千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	51人

(注) 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績 (令和2年度決算)	1,341千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	58千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和2年度決算)	45.1%		
手当の種類 (手当数)	3手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和2年度決算)	14,483千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	329千円
支給実績 (令和元年度決算)	11,997千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	352千円

(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 4,288	千円 268
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 4,676	千円 334
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600円 (又は50,800円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 6,380	千円 136
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
特勤勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0

休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 -	千円 -
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,050円～31,500円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円～18,000円	同		千円 36	千円 36
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		千円 7,345	千円 1,049

(注) 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(4) 病院事業

ア 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和2年度	千円 59,398,769	千円 △233,894	千円 25,834,180	% 43.5	% 43.1

(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和2年度	人 2,387	千円 9,383,899	千円 5,640,990	千円 4,200,173	千円 19,255,062	千円 8,054

(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和3年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和3年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
医師	45.7歳	581,221円	1,250,302円
看護師	36.7歳	335,584円	512,516円
事務職員	41.4歳	349,449円	540,718円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額 (令和2年度決算)	
1,760千円	
(令和2年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.55月分	1.90月分
(1.45月分	0.90月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5~20%
・ 管理職加算	15~25%

(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（令和3年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45% 加算)	
1人当たりの平均支給額 (令和2年度決算)	(自己都合)	(勸奨・定年)
	1,151千円	17,130千円

- (注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		956,686千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		401千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県	8.3%	2,016
医師・歯科医師	16%	313

- (注) 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		585,288千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		405千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度決算）		60.6%	
手当の種類（手当数）		9手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
福祉保健業務手当	精神医療センターに勤務する職員	相談指導、心理判定等の業務	月額9,700円 日額320円
介助及び汚物処理作業手当	病院に勤務する職員	介助及び汚物処理の作業	月額8,000円 日額320円
試験等業務手当	臨床腫瘍研究所に勤務する職員	発がん性物質を使用する試験研究業務	日額300円
放射線取扱手当	放射線技術部に勤務する職員	管理区域内で行う放射線業務	日額320円
防疫業務手当	病院に勤務する職員	感染症又は結核患者に直接接する介助等の業務	日額320円~4,000円
遺体取扱手当	病院に勤務する職員	遺体を取り扱う作業	1体 800円~2,500円
夜間看護等手当	病院に勤務する看護師等	深夜又は準夜の看護等の業務	勤務1回 2,150円~7,300円
変則勤務手当	病院に勤務する薬剤師	深夜の勤務	勤務1回 410円~1,100円
新生児担当医手当	小児医療センターに勤務する医師	新生児の診療業務	業務1件 10,000円

- (注) 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	2,216,078千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	928千円
支給実績（令和元年度決算）	1,639,177千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	693千円

(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者 6,500 円、子 10,000 円等	同	-	千円 16,650	千円 240
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて 月額最高 28,000 円	同	-	千円 208,250	千円 331
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用され た 医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600 円(又は 50,800 円)以内	同	-	千円 1,018,463	千円 3,361
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 （原則として6カ月定期券価額） ②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	同	-	千円 230,175	千円 164
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000 円+加算額	同	-	千円 1,920	千円 640
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた 職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額× 135/100	同	-	千円	千円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に 支給 → 勤務1回につき、2,100 円～ 30,000 円	同	-	千円 166,277	千円 388
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に 支給 → 勤務1回につき、2,000 円～ 18,000 円	同	-	千円 4,856	千円 211
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時まで の間 （深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額× 25/100	同	-	千円	千円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額 48,200 円～139,600 円	同	-	千円 83,345	千円 1,029

(注) 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(5) 流域下水道事業

ア 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和2年度	千円 45,973,430	千円 3,152,403	千円 674,791	% 1.5	% 1.4

(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費496,991千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和2年度	人 130	千円 510,695	千円 149,039	千円 209,590	千円 869,324	千円 6,687

(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には、退職手当を含みません。

3 職員数は、令和3年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和3年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
41.8歳	372,605円	643,763円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額 (令和2年度決算)	
1,789千円	
(令和2年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.55月分	1.90月分
(1.45月分)	0.90月分)
(加算措置の状況)	
職務上の段階、職務の等級による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~20%

(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数字であり、現在、審議中です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当 (令和3年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (令和2年度決算)	(自己都合)	(勸奨・定年)
	0千円	0千円

(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人あたりの平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績 (令和2年度決算)		45,174千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)		359千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	125人
東京都特別区等	11.3%	0人

(注) 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績 (令和2年度決算)		16千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)		1千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和2年度決算)		21.5%	
手当の種類 (手当数)		5手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
土木作業手当	下水道事務所に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額340円
下水道施設検査手当	下水道事務所に勤務する職員	下水道の管渠及びマンホール内で行う調査等	日額320円
用地交渉等手当	下水道事務所に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額650円
特殊現場作業手当	下水道事務所に勤務する職員	高所等特殊な場所での工事作業等	日額370円
災害応急作業等手当	下水道事務所に勤務する職員	重大な災害が発生した下水道施設での応急作業等	日額610円~730円

(注) 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和2年度決算)	50,867千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	541千円
支給実績 (令和元年度決算)	46,575千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	501千円

(注) 1 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ4月1日現在の職員総数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者6,500円、子10,000円等	同	-	千円 112,559	千円 1,876
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高28,000円	同	-	千円 10,952	千円 313
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 →308,600円(又は50,800円)以内	同	-	千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 →運賃等相当額(原則として6カ月 定期券価額) ②交通用具(自動車等)利用者 →距離に応じた額	同	-	千円 14,991	千円 141
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →30,000円+加算額	同	-	千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職 員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同	-	千円 —	千円 —
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支 給 →勤務1回につき2,000円~18,000円	同	-	千円 173	千円 12
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円~136,000円	同	-	千円 14,479	千円 1,034

(注) 令和2年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 勤務時間の状況（令和3年4月1日現在）

ア 1週間の勤務時間

38時間45分

イ 勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分～午後1時00分

(注) 勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

(2) 年次有給休暇の使用状況（令和2年1月1日～令和2年12月31日）

令和2年の職員1人当たりの平均使用日数：11.2日

(3) 病気休暇の取得状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

(単位：人)

任命権者名	取得者数
知事等	476
教育委員会	852
警察本部長	232
計	1,560

(4) 特別休暇の状況（令和3年4月1日現在）

種 類	付与日数
1 出産休暇	出産予定日6週間前の日から産後8週間を経過するまでの期間
2 通院休暇	妊娠満23週まで 4週間に1回 満24週から満35週まで 2週間に1回 満36週から出産まで 1週間に1回 産後1年まで 1回
3 通勤休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
4 妊娠障害休暇	14日の範囲内において必要と認められる期間
5 育児休暇	1日2回（1日を通じて90分を超えない範囲内）
6 子育て休暇	義務教育終了前の子を養育する職員が、子の看護等で勤務しないことが相当であると認められるとき（一の年において7日（義務教育終了前の子が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）
7 家族看護休暇	配偶者、父母等を看護するために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において3日の範囲内の期間）

8 短期介護休暇	要介護者の介護等のために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）																											
9 生理休暇	3日の範囲内においてその都度必要とする期間																											
10 忌引休暇	<table border="1"> <thead> <tr> <th>親族</th> <th colspan="2">日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td colspan="2">10日</td> </tr> <tr> <td></td> <th>血族</th> <th>姻族</th> </tr> <tr> <td>1 親等直系尊属</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>1 親等直系卑属</td> <td>7日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2 親等直系尊属</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2 親等直系卑属</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2 親等傍系者</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>3 親等傍系尊属</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	親族	日数		配偶者	10日			血族	姻族	1 親等直系尊属	7日	3日	1 親等直系卑属	7日	1日	2 親等直系尊属	3日	1日	2 親等直系卑属	1日	—	2 親等傍系者	3日	1日	3 親等傍系尊属	1日	—
親族	日数																											
配偶者	10日																											
	血族	姻族																										
1 親等直系尊属	7日	3日																										
1 親等直系卑属	7日	1日																										
2 親等直系尊属	3日	1日																										
2 親等直系卑属	1日	—																										
2 親等傍系者	3日	1日																										
3 親等傍系尊属	1日	—																										
11 父母等の追悼のための休暇	1日																											
12 夏季休暇	5日																											
13 感染症予防法による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合	その都度必要と認められる期間																											
14 災害等又は交通途絶により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認められる期間																											
15 災害等における退勤時の危険回避の場合	その都度必要と認められる期間																											
16 災害による住居の被災の場合	7日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																											
17 結婚休暇	7日の範囲内の期間																											
18 出産補助休暇	3日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																											
19 男性職員の育児参加のための休暇	5日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																											
20 ドナー休暇	その都度必要と認められる期間																											
21 献血休暇	その都度必要と認められる時間																											
22 ボランティア休暇	1の年において5日（委員会と協議して定めるときは10日）の範囲内の期間																											

(5) 介護休暇の取得状況 (令和2年度)

(単位:人)

	介護休暇 取得者数	要介護者数 (職員との続柄別)								
		計	配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	15	15	5	9	0	0	0	1	0	0
女性職員	29	29	2	19	6	1	0	1	0	0
計	44	44	7	28	6	1	0	2	0	0

(単位:人)

	休暇の取得形式				介護を要した期間						
	計	全日型 中 心	時間型 中 心	その他	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	15	14	1	0	15	4	4	1	2	2	2
女性職員	29	27	2	0	29	10	6	1	3	4	5
計	44	41	3	0	44	14	10	2	5	6	7

(注) 「全日型中心」とは、主に1日単位の休暇を取得した者の数、「時間型中心」とは、主に時間単位の休暇を取得した者の数を計上したものです。

(6) 介護時間の取得状況 (令和2年度)

(単位:人)

	介護時間 取得者数	要介護者数 (職員との続柄別)								
		計	配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	6	6	1	5	0	0	0	0	0	0
女性職員	10	10	1	6	2	1	0	0	0	0
計	16	16	2	11	2	1	0	0	0	0

(単位:人)

	介護時間承認期間						
	計	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性職員	6	5	0	0	0	0	1
女性職員	10	7	2	0	0	0	1
計	16	12	2	0	0	0	2

5 職員の休業に関する状況（令和2年度）（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 修学部分休業の状況

ア 取得者数（単位：人）

	取得者数
男性職員	0
	0
女性職員	1
	0
計	1
	0

(注) 上段は、令和2年度中に新たに修学部分休業を取得した者の数、下段は修学部分休業の期間が令和元年度以前から令和2年度にかけて引き続いていない者の数です。

イ 取得状況（令和2年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	教育施設						
		大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校	各種学校	その他
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	1	0	0	0	0	0	0
計	1	1	0	0	0	0	0	0

ウ 1週間の取得時間（平均）（同上）（単位：人）

	1週間の取得時間（平均）				合計
	5時間以下	5時間超え 10時間以下	10時間超え 15時間以下	15時間超え 20時間以下	
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	1	0	0	0	1
計	1	0	0	0	1

(2) 自己啓発等休業の状況

ア 取得者数（単位：人）

	取得者数	大学等課程の履修	国際貢献活動
男性職員	3	3	0
	5	2	3
女性職員	2	2	0
	4	4	0
計	5	5	0
	9	6	3

(注) 上段は、令和2年度中に新たに自己啓発等休業を取得した者の数、下段は自己啓発等休業の期間が令和元年度以前から令和2年度にかけて引き続いていない者の数です。

イ 取得状況（令和2年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	教育施設				奉仕活動		
		大学院	大学	外国の 大学院・大学等	その他	JICA	姉妹 都市	その他
男性職員	3	2	1	0	0	0	0	0
女性職員	2	1	0	1	0	0	0	0
計	5	3	1	1	0	0	0	0

ウ 承認期間（同上）（単位：人）

	承認期間			
	1年以下	1年を超え 2年以下	2年を超え 3年以下	合計
男性職員	2	1	0	3
女性職員	0	2	0	2
計	2	3	0	5

(3) 配偶者同行休業の状況

ア 取得者数等（令和2年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他 個人が業として 行う活動	外国の大学にお ける修学	その他
男性職員	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
女性職員	6	6	0	0	0
	10	10	0	0	0
計	6	6	0	0	0
	10	10	0	0	0

(注) 上段は、令和2年度中に新たに育児休業等を取得した者の数、下段は育児休業等の期間が令和元年度以前から令和2年度にかけて引き続いている者の数です。

イ 承認期間（令和2年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員について）

（単位：人）

	承認期間			
	1年以下	1年を超え 2年以下	2年を超え 3年以下	合計
男性職員	0	0	0	0
女性職員	0	4	2	6
計	0	4	2	6

(4) 育児休業等の状況

ア 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得者数（単位：人）

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間勤務 取得者数	令和2年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員			
				(育児休業 対象者数)	うち 育児休業 取得者数	うち 部分休業 取得者数	うち 育児短時間 勤務取得者
男性職員	281	16	3	1,790	216	2	0
	18	8	1				
女性職員	1,235	354	132	1,235	1,235	28	25
	1,700	356	119				
計	1,516	370	135	3,025	1,451	30	25
	1,718	364	120				

(注) 上段は、令和2年度中に新たに育児休業等を取得した者の数、下段は育児休業等の期間が令和元年度以前から令和2年度にかけて引き続いている者の数です。

イ 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認期間（令和2年度中に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した職員について）

（ア）育児休業承認期間

（単位：人）

	育児休業承認期間						合計
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	
男性職員	242	32	6	1	0	0	281
女性職員	57	271	267	263	156	221	1,235
計	299	303	273	264	156	221	1,516

（イ）部分休業承認期間

（単位：人）

	部分休業承認期間						合計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	
男性職員	13	2	0	0	1	0	16
女性職員	250	40	13	26	25	0	354
計	263	42	13	26	26	0	370

（単位：人）

	1日の部分休業承認期間（平均）				合計
	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	
男性職員	3	6	2	5	16
女性職員	67	124	106	57	354
計	70	130	108	62	370

（ウ）育児短時間勤務承認期間

（単位：人）

	育児短時間勤務承認期間				合計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	
男性職員	0	1	0	2	3
女性職員	6	6	8	112	132
計	6	7	8	114	135

（5）大学院修学休業の状況

ア 取得者数 （単位：人）

	取得者数
男性職員	0
	0
女性職員	1
	0
計	1
	0

（注）上段は、令和2年度中に新たに大学院修学休業を取得した者の数、下段は、大学院修学休業の期間が令和元年度以前から令和2年度にかけて引き続けている者の数です。

イ 許可期間（令和2年度中に新たに大学院修学休業を取得した職員について）

（単位：人）

	修学期間			合計
	1年	2年	3年	
男性職員	0	0	0	0
女性職員	1	0	0	1
計	1	0	0	1

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

(単位：人)

降任		免職		休職		降給		合計		失職	
令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
0	0	0	1	718	731	0	0	718	732	0	0

(2) 処分事由別分限処分者数

(単位：人)

区 分	降任		免職		休職		降給		合計		失職	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
勤務成績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)	0	0	0	1	712	731	0	0	712	732	0	0
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0
合計	0	0	0	1	718	731	0	0	718	732	0	0
法第28条第4項により失職した者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 懲戒処分者数

(単位：人)

戒告		減給		停職		免職		合計	
令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
17	5	8	12	8	7	23	13	56	37

(4) 処分事由別懲戒処分者数

(単位：人)

区分	戒告		減給		停職		免職		合計	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	9	2	4	3	5	3	12	8	30	16
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (法第29条第1項第2号)	6	1	1	6	0	0	0	0	7	7
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)	2	2	3	3	3	4	11	5	19	14
合計	17	5	8	12	8	7	23	13	56	37

7 職員のサービスの状況（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 職員の守るべき義務

サービスとは、職員が勤務に服するについての在り方をいいます。

サービスの根本基準については、地方公務員法第30条において、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことを規定しています。

職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法第31条から第38条までにおいて規定されていますが、サービスの根本基準を定めたこの第30条の規定は、これらの各規定を通じて基本原則となるものです。

また、教育職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法のほかに教育公務員特例法において規定されているものもあります。

地方公務員法に定める職員の守るべき義務については、次のとおりです。

- ① サービスの宣誓（地方公務員法第31条）
- ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ③ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ④ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ⑤ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ⑥ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ⑦ 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ⑧ 営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）

なお、警察職員が行うサービスの宣誓の内容については、警察法第3条において、「この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨のサービスの宣誓を行うものとする。」と規定されています。

また、教育公務員特例法に定めるサービスに関する事項は、次のとおりです。

- ① 兼職及び他の事業等の従事（教育公務員特例法第17条）
- ② 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限（教育公務員特例法第18条）
- ③ 研修（教育公務員特例法第21条）

(2) 職員倫理規程

埼玉県職員倫理規程は、公務の公正さに対する県民の信頼を確保することを目的として、職員は県民全体の奉仕者であることなど、公務員としての基本的な心構えを明記したほか、公費支出事務処理に関する留意事項、関係業者等との接触に関する遵守事項などを具体的に定めたものです。

また、埼玉県警察職員の職務倫理及びサービスに関する規定は、職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観のかん養に努め、職務倫理を保持しなければならないと規定しています。

(3) サービス規律の遵守に関する取組

ア 令和2年度に行った主な取組

任命権者	取組内容
知事等	「倫理推進員研修会」 10月に倫理推進員（各所属において所属長に次ぐ職位の者）研修会を開催し、職員の公務員倫理の意識の高揚を図った。 「部課所長会議」 部課所長会議等を実施し、全職員に対して意識啓発を行った。
教育委員会	教育長から不祥事根絶に向けたメッセージを教職員あてに発出した。 事務局においては、職員の不祥事根絶に向けて、意識啓発を促すとともに、各担当内で話し合いの場を設けるなどの取組を行った。県立学校においては、校長会議等の各種会議での指示や通知文書の発出により、各校において職員会議や研修会等の場を通じて所属職員へのサービス規律の徹底を図ることを指導した。

警察本部長	<ul style="list-style-type: none"> 警察学校における採用時教養及び各課程において、職務倫理（服務を含む）教養を実施した。 各所属における職場教養において、職務倫理（服務を含む）に関する教養を実施した。
-------	---

イ 職員への周知の状況（令和2年度）

任命権者	周知の方法	周知した内容
各任命権者	各種会議、庁内LAN等	服務規律確保全般

(4) 職務に専念する義務の免除（令和2年度）

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（地方公務員法第35条）とするもので、この義務の免除においては、条例及びその委任に基づく規則により限定的に認められています。

(5) 営利企業等の従事制限（令和2年度）

営利企業への従事等の制限とは、地方公務員法第38条により、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない、とするものです。

営利企業への従事等については、規則で定められた許可の基準等により限定的に認められています。

許可の状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

（単位：件）

任命権者	従事の許可件数	主な許可事例
知事等	1,023	大学等の非常勤講師、検定にかかる兼業、柔剣道の審判員等
教育委員会	2,727	
警察本部長	12	
計	3,762	

8 職員の退職管理の状況

職員の退職管理に関する条例（平成28年埼玉県条例第7号）第3条の規定に基づく任命権者への届出件数（令和元年度退職者及び令和2年度退職者）

（単位：件）

職種 \ 区分	営利法人	非営利法人	合計
一般行政職	16	12	28
研究職	0	0	0
医療職	0	0	0
教育職	0	13	13
警察職	14	9	23
企業職	3	3	6
合計	33	37	70

9 職員の研修の状況

(1) 研修計画

任命権者	計 画
知事等 教育委員会	令和2年度県職員研修実施計画（教員を除く）
教育委員会	令和2年度教職員研修計画
警察本部長	令和2年度埼玉県警察教養計画

(2) 職員研修の実施状況

< 知事等及び教育委員会（教員を除く） >

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階層別基本研修	職務遂行上必要な基本知識及び技能を習得させるため、職務の階層別区分に従い実施する研修 8コース	それぞれ職務の階層別区分に該当する職員	自治人材開発センターほか	1～2日	2,029人
階層別選択研修	職務遂行上必要な専門的かつ高度な知識及び技能を習得させるために実施する希望性の研修 23コース	希望する職員など	自治人材開発センターほか	1～4日	609人
講師養成研修	研修の指導者として必要な知識と指導技術を習得させるために実施する研修 1コース	各職場の研修担当者など	自治人材開発センターほか	1日	267人
特別研修	職員の意識改革を図るために実施する上記以外の研修 7コース	研修内容による	自治人材開発センターほか	1～2日	555人

※他に職場研修、派遣研修、部局専門研修などを実施しています。

< 教育委員会（教員） >

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
年次研修	初任者、5年、10年、20年の経験年数に応じ、専門職として必要な知識及び技能等を修得するための研修 22講座	各経験年数に該当する教職員	県立総合教育センターほか	1日～23日	4,982名
特定研修	特定の職務遂行に関する専門的な知識・技能、教育課題等に関する研修 2講座	推薦された教職員など	県立総合教育センターほか	4日～10日	201名
専門研修	教科等における指導力の向上を図るため幅広い知識・技能の修得を目指す研修 0講座	希望する教職員	県立総合教育センターほか	0日	0名
管理職研修	学校管理・運営、教育指導上の諸問題についての研修 6講座	校長、教頭、事務長など	県立総合教育センターほか	1～2日	722名

※ 他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、特定研修については23講座中21講座、専門研修については全講座を実施しなかった。

<警察本部長>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階級別幹部任用科	職務執行する上で、指揮管理及び実務能力を修得させるため、階級区分に従い実施する研修 9課程 30回	それぞれの職務の階級区分に該当する職員	警察大学校 関東管区警察学校 埼玉県警察学校	5日間 ~38日間	510人
部門別任用科	各部門において職務を遂行する上で必要な基礎的知識及び技能を修得させるために実施する部門別の研修 4課程 5回	それぞれの部門に登用される(された)職員	埼玉県警察学校	12日間 ~26日間	119人
専科教養	特定の分野に関する専門的知識及び技能を修得させるために実施する部門別の研修 8課程 9回	それぞれの部門に該当する職員	埼玉県警察学校	5日間	195人
講習	特定の分野に関する専門的かつ最新の知識及び技能を修得させるために実施 17課程 87回	それぞれの部門に該当する職員	警察本部ほか	0.5日 ~33日	554人

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当初の計画から大幅に削減して実施

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度
 <知事等>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和2年度)	対 象 者	事業主体		
				県	共済	互 助 会
保健	定期健康診断	胸部X線、尿検査等 4,594人	全員	○		
	がん検診	胃、肺、大腸 2,163人	希望者	○		
	人間ドック	胸部X線、尿検査等 4,707人	30歳及び35歳以上の希望者		○	
	歯科健診	歯、歯周、口腔検査 483人	26,31,41,51歳の者		○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング 5,647人	全員(一部35歳及び40歳以上)	○	○	
元気回復	スポーツ大会 マイセレクション事業	バレーボール等 中止 スポーツ、文化、健康管理等の分野選択 21,221人	各所属 全員	○	○	○
	その他	サークル活動の促進 17件	該当団体		○	
その他	ライフプラン	年代別・テーマ別セミナーの開催 450人	希望者	○	○	

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和2年度)	対 象 者	事業主体		
				県	共済	互 助 会
保 健	人間ドック	1泊ドック、1日ドック、脳ドック等 26,912人	希望者		○	○
	定期健診 (課・所・館)	胸部X線、尿・血液検査等 469人	全員	○		
	定期健診 (県立学校)	尿・血液検査等 8,702人	全員	○		
	結核健診 (県立学校)	胸部X線 8,547人	全員	○		
	がん検診	胃 2,676人	35歳以上希望者等	○		
	その他	健康相談、健康教育	全員	○		
元気回復	マイ リフレッシュ	健康増進、元気回復、心身のリフレッシュ 62,620件	全員		○	○
その他	ライフプラン セミナー	年代別セミナーの開催 1,139人	希望者	○	○	○

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和2年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保健	定期健康診断	胸部X線撮影、尿検査等 6,290人	全員 (人間ドック希望者を除く)	○		
	人間ドック	胸部X線撮影、尿検査等 6,386人	希望者		○	
	脳ドック付き人間ドック	MRI、MRA等 327人	希望者		○	
	がん検診	胃、大腸、前立腺、婦人科 6,142人	希望者 (一部年齢制限有り)	○	○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング	全員	○	○	
元気回復	アフターファイブセレクション	スポーツ、文化、健康管理、育児・介護の分野選択 10,680人	全員			○
その他	ライフプラン	年代別セミナー開催 1,894人	該当者	○	○	

(2) 共済制度

<知事等>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和2年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付(健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 201,534件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 2,576件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 1件	該当者		○	
その他給付	附加給付等	家族療養費附加金等給付、一部負担金 払戻金 1,439件	該当者		○	
長期給付(年金)	厚生年金の進達	老齢厚生年金等 283件	該当者		○	

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和2年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 781,248件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 16,141件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 3件	該当者		○	
その他 給付	附加給付等	家族療養費附加金等付加給付、 一部負担金払戻金 8,055件	該当者		○	
長期給付 (年金)	厚生年金の進達	老齢厚生年金等 1,309件	該当者		○	

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和2年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 290,020件 育児休業手当金等 1,717件	該当者 該当者		○ ○	
その他給付	附加給付	家族療養費附加金、一部負担金払戻金等 2,059件	該当者		○	
年金給付 (年金)	厚生年金等の進達	老齢厚生年金等 687件	該当者		○	

(3) 安全衛生管理の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者の責務としての職員の安全及び健康の確保や労働災害の防止に努めています。具体的には、産業医の配置、衛生管理者の業務支援などの管理体制を整備し、また、安全衛生委員会等を通じて職員の意見を聴取しながら、これらの施策を進めています。

(4) 公務災害の認定件数（令和2年度）（単位：件）

任命権者	公務災害	通勤災害	計
知事等	82	13	95
教育委員会	302	29	331
警察本部長	168	22	190
計	552	64	616

人事行政の運営等の状況の報告・条例第4条関係

第2 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況（令和2年度）

(1) 採用試験の実施状況（令和2年度）

ア 実施日程等

試験区分	試験職種	主な受験資格（加2内の年齢は令和2年4月1日現在）	試験日程	合格発表日	試験方法
職員採用 上級試験	一般行政	<ul style="list-style-type: none"> 平成2年4月2日～平成11年4月1日に生まれた人(21歳～29歳) 平成11年4月2日以降に生まれた人で、令和3年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人 福祉については、社会福祉主事の任用資格を有する人又は令和3年3月31日までに資格取得見込みの人 	第1次試験日 令和2年6月28日	第1次合格発表日 令和2年7月7日	第1次試験 教養試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答 120分 専門試験 択一式40問 (一般行政、警察 事務は50問出題 (選択解答制) 40問解答) 120分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、 適性検査 ※新方式試験 第1次試験 専門試験 択一式40問120分 第2次試験 人物試験 個別面接、プレゼンテーション含む個別面接、 適性検査
	福祉				
	心理				
	設備				
	設備(新方式)				
	総合土木				
	総合土木(新方式)				
	建築				
	建築(新方式)				
	化学				
	農業				
林業					
警察事務職員採用上級試験					
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験					第1次試験 教養試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答 120分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、 適性検査
免許資格職職員採用試験	薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和63年4月2日～平成9年4月1日に生まれた人(23歳～31歳)で、薬剤師免許を有する人又は令和3年春季の国家試験で取得見込みの人 平成9年4月2日以降に生まれた人で、令和3年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、薬剤師免許を有する人又は令和3年春季の国家試験で取得見込みの人 			
	獣医師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和63年4月2日～平成9年4月1日に生まれた人(23歳～31歳)で、獣医師免許を有する人又は令和3年春季の国家試験で取得見込みの人 平成9年4月2日以降に生まれた人で、令和3年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、獣医師免許を有する人又は令和3年春季の国家試験で取得見込みの人 			

	保健師	<ul style="list-style-type: none"> 平成2年4月2日～平成12年4月1日に生まれた人(20歳～29歳)で、保健師免許を有する人又は令和3年春季の国家試験で取得見込みの人 平成12年4月2日以降に生まれた人で、令和3年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、保健師免許を有する人又は令和3年春季の国家試験で取得見込みの人 			
	保健師(警察)	<ul style="list-style-type: none"> 平成2年4月2日～平成12年4月1日に生まれた人(20歳～29歳)で、保健師免許を有する人又は令和3年春季の国家試験で取得見込みの人 平成12年4月2日以降に生まれた人で、令和3年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、保健師免許を有する人又は令和3年春季の国家試験で取得見込みの人 			
職員採用初級試験	一般事務	<ul style="list-style-type: none"> 平成11年4月2日～平成15年4月1日に生まれた人(17歳～20歳) 	第1次試験日 令和2年9月27日	第1次合格発表日 令和2年10月7日	第1次試験 教養試験 択一式50問 120分
	設備		第2次試験日 令和2年10月15日～10月29日	最終合格発表日 令和2年11月26日	専門試験(設備、総合土木、司書) 択一式40問 120分 第2次試験 作(論)文試験 1題 60分 人物試験 個別面接、適性検査
総合土木	警察事務職員採用初級試験				
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験					
免許資格職員採用試験	司書	<ul style="list-style-type: none"> 平成2年4月2日～平成13年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、司書の資格を有する人又は令和3年3月31日までに取得見込みの人 			
経験者職員採用試験	民間企業等職務経験者区分	<ul style="list-style-type: none"> 昭和36年4月2日以降に生まれた人(59歳未満)で、以下のいずれかの要件を満たす人 ① 大学を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を5年以上有する人 ② 短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。)を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を7年以上有する人 ③ 民間企業等における職務経験を9年以上有する人 	第1次試験日 令和2年9月27日	第1次合格発表日 令和2年10月20日	第1次試験 教養試験 択一式40問 120分 論文試験 I 1題 75分
	設備		第2次試験日 令和2年10月20日	第2次合格発表日 令和2年11月17日	第2次試験 論文試験 II 1題 75分 人物試験 I 個別面接、適性検査
	総合土木		第3次試験日 令和2年11月29日	最終合格発表日 令和2年12月11日	第3次試験 人物試験 II 個別面接
	建築				
	農業				

	海外活動等 経験者区分	一般行政	・平成2年4月2日～平成11年4月1日に生まれた人(21歳～29歳)			
警察官(巡査) 採用試験 県内第1回試験	I類		・平成2年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは令和3年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 令和2年6月21日	第1次合格発表日 令和2年7月14日	第1次試験 教養試験 択一式50問 120分 論(作)文試験 1題 60分
	II類		・平成2年4月2日～平成13年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。)を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人等	第2次試験日 令和2年7月18日～8月16日	最終合格発表日 令和2年9月15日	第2次試験 人物試験 個別面接、 適性検査 身体検査 体力検査
	III類		・平成2年4月2日～平成15年4月1日に生まれた人で、I類・II類に該当しない人(18歳～29歳)			国際捜査 I類、サイバー犯罪 捜査 I類、II類
	国際捜査 I類		・前記I類の受験資格を有する人で語学(受験言語)が堪能な人			第1次試験 専門試験 I 記述式 90分
	武道・体育 指導 I類		・前記I類の受験資格を有し、卓越した柔道又は剣道の技術を有する、いずれも段位が4段以上(大学卒業見込みの人に限り3段を含む。)の人			第2次試験 専門試験 II 口述式 人物試験 個別面接、 適性検査
	サイバー犯罪 捜査 I類		・前記I類の受験資格を有し、独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験(ITパスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。)に合格している人又は情報処理安全確保支援士となる資格を有している人			身体検査 体力検査
		サイバー犯罪 捜査 II類	・前記II類の受験資格を有し、独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験(ITパスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。)に合格している人又は情報処理安全確保支援士となる資格を有している人			
警察官(巡査) 採用試験 県内第2回試験	I類		・平成2年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは令和3年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 令和2年9月20日	第1次合格発表日 令和2年10月12日	
	II類		・平成2年4月2日～平成13年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。)を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込みの人等	第2次試験日 令和2年10月17日～11月30日	最終合格発表日 令和2年12月23日	
	III類		・平成2年4月2日～平成15年4月1日に生まれた人で、I類・II類に該当しない人(18歳～29歳)			

	武道・体育 指導Ⅰ類	・前記Ⅰ類の受験資格を有し、卓越した柔道又は剣道の技術を有する、いずれも段位が4段以上（大学卒業見込みの人に限り3段を含む。）の人			
警察官(巡査) 採用試験 県外試験	Ⅰ類	・平成2年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは令和3年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 令和2年6月21日～9月21日	第1次合格発表日 令和2年8月11日～11月18日	県内試験に準ずる。
警察官(巡査) 採用試験 県外試験	Ⅲ類	・平成2年4月2日～平成15年4月1日に生まれた人で、Ⅰ類に該当しない人(17歳～29歳)	第2次試験日 令和2年9月12日～12月5日	最終合格発表日 令和3年1月27日	

イ 実施結果

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率	
				受験者数	合格者数	受験者数			
職員採用上級試験 ※1	一般行政	人 193	人 1,765	人 1,260	人 756	人 704	人 333	倍 3.8	
	福祉	30	87	62	58	52	32	1.9	
	心理	12	42	27	24	24	16	1.7	
	設備	20	64	51	48	37	22	2.3	
	総合土木	41	109	85	80	69	37	2.3	
	建築	5	21	21	21	18	11	1.9	
	化学	2	55	33	11	10	4	8.3	
	農業 林業	16 6	71 22	49 14	47 12	43 11	21 7	2.3 2.0	
警察事務職員採用上級試験		20	247	147	66	61	28	5.3	
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験		20	199	152	81	75	26	5.8	
免許資格職職員採用試験	薬剤師	9	25	23	23	21	12	1.9	
	獣医師	15	17	15	15	15	12	1.3	
	保健師	8	33	26	26	23	11	2.4	
	保健師(警察)	2	9	7	7	6	3	2.3	
	司書	6	122	98	25	23	8	12.3	
職員採用初級試験	一般事務	16	306	244	98	73	28	8.7	
	設備	3	9	9	7	7	4	2.3	
	総合土木	5	9	8	5	5	3	2.7	
警察事務職員採用初級試験		10	134	108	51	46	17	6.4	
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		13	178	163	69	60	27	6.0	
経験者職員採用 試験 ※2	民間企業等職 務経験者区分	一般行政	10	294	186	31	30 14	15 12	15.5
		設備	5	31	18	15	15 4	5 4	4.5
		総合土木	7	30	16	11	11 3	3 3	5.3
		建築	3	8	7	7	6 4	5 3	2.3
		農業	3	33	29	10	10 4	5 2	14.5

海外活動等経験者区分	一般行政	2	15	11	9	7 3	3 2	5.5
職員採用試験 計		482	3,945	2,869	1,613	1,462	688	4.2

※1 上級試験の設備、総合土木、建築は新方式含む。 ※2 上段は第2次試験、下段は第3次試験の受験者数及び合格者数

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数	受験者数		
警察官男性	I類	148	2,487	1,277	1,056	874	353	3.6
警察官男性	II類	40	823	493	425	324	108	4.6
警察官男性	III類	130	1,721	965	794	662	150	6.4
警察官女性	I類	25	675	372	318	251	43	8.7
警察官女性	II類	13	321	166	145	99	46	3.61
警察官女性	III類	22	569	286	250	183	45	6.4
国際捜査	I類	4	21	11	9	7	4	2.8
武道・体育指導	I類	4	17	11	10	10	3	3.7
サイバー犯罪捜査	I類	2	7	4	4	4	2	2.0
サイバー犯罪捜査	II類	2	37	10	8	5	2	5.0
県外募集	I類	11	189	131	40	22	2	65.5
県外募集	III類	9	199	145	18	21	3	48.3
警察官採用試験 計		410	7,066	3,871	3,077	2,462	761	5.1

(2) 採用選考の実施状況（令和2年度）

ア 採用選考実施状況総括表（単位：人）

区分	被選考者数	合格者数
割愛選考 ※1	59	59
定例選考 ※2	423	289
障害者選考	289	28
就職氷河期選考	945	6

※1 割愛選考とは、人事交流等により、国や他の地方公共団体等の職員を採用するための選考をいう。
 ※2 定例選考の対象の職は、看護師、診療放射線技師などである。

イ 主な選考の実施状況

区分	被選考者数	合格者数	倍率	主な受験資格 (カッコ内の年齢は令和2年4月1日現在)	選考日程	合格発表日	選考方法
医療従事職員 (看護師)選考 (2回実施)	人 252	人 185	倍 1.4	・昭和36年4月2日以降に 生まれた人で、看護師免許 を有する人又は令和2年 度の試験で取得見込みの人	第1回 令和2年5月16日 第2回令和2年11月 23日	令和2年6月15日 令和2年12月14日	作文試験 1題 60分 適性試験 人物試験 個別面接
障害者を対象 とした 選考	289	28	10.3	・昭和36年4月2日～平成1 5年4月1日に生まれた人 (17歳～58歳) ・身体障害者手帳を有し、障 害の程度が1～6級の人 ・精神障害者保健福祉手帳を 有する人 ・療育手帳又は知的障害者で あることの判定書 ・1日7時間45分、週5日間、 計38時間45分の職務の遂行 が可能なる人	第1次選考 令和2年10月18日 第2次選考 令和2年11月14日	1次合格発表日 令和2年11月5日 最終合格発表 令和2年12月8日	1次選考 教養試験 択一式40問 120分 作文試験 1題 60分 2次選考 人物試験 個別面接

就職氷河期世代を対象とした選考	945	6	157.5	・昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人(34歳～49歳)	第1次選考 -	1次合格発表日 令和2年10月9日	1次選考 書類選考(申込時に提出)
					第2次選考 令和2年10月22日～11月9日、11月20日	第2次選考 令和2年12月15日	2次選考 基礎能力検査 適性試験
					第3次選考 令和2年12月24日	第3次選考 令和3年1月14日	3次選考 人物試験 個別面接

(3) 昇任試験の実施状況 (令和2年度)

警察官昇任試験実施状況

区分	申込者数	1次試験		2次試験		口述術科 受験者数	最終合格者数 B	最終倍率 A/B
		受験者数A	合格者数	受験者数	合格者数			
警部	1,644人	1,620人	444人	437人	115人	115人	60人	27.0倍
警部補	2,542	2,499	539	533	279	279	192	13.0
巡査部長	2,546	2,526	653	653	438	438	329	7.7

(4) 昇任選考の実施状況 (令和2年度)

(単位：人)

職	被選考者数	合格者数
部長級	14	14
副部長級	57	57
課長級	106	106
副課長級	164	164
主幹級	258	258
主査級	247	247
警部	3	3
警部補	0	0
巡査部長	0	0

職員任用に関する規則第21条の14第1項に係るもの

※上記のうち、選考に伴う試験の実施状況

区分	申込者数	第1次試験		第1次試験 免除者数 B	最終合格者数 C	最終倍率 (A+B)/C
		受験者数A	合格者数			
主査級 昇任試験	220人	145人	68人	50人	70人	2.8倍

*申込者数には、第1次試験免除者50人を含む。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対し、次のとおり職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の申出を行った。

(1) 令和2年5月12日 職員の特殊勤務手当に関する意見（防疫業務手当の特例）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、同感染症により生じた事態に対処するために緊急に行われた措置に係る業務であって、心身に著しい負担を与えるものについて、特例を措置することが適当（令和2年1月28日から実施）

〔 1日当たり 3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又は長時間にわたり接して行う業務等に従事した場合 4,000円） 〕

(2) 令和2年10月22日 職員の期末手当等に関する報告（意見）及び勧告

令和元年8月から令和2年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合と職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数の比較を行った結果、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給を0.06月分上回ったことから、職員の年間支給月数を4.45月に引き下げる。

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.44月	4.50月

(3) 令和2年11月12日 職員の給与等に関する報告（意見）

1 公民給与較差に基づく給与改定

(1) 月例給

令和2年4月分の民間給与と職員給与との比較を行った結果、較差が小さいことから給料表、諸手当とも改定を行わない。

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A-B)
384,718円	384,805円	△87円(△0.02%)

※ 民間給与との比較を行った職員の平均年齢 42.6歳

2 人事管理に関する報告（意見）

(1) 人材の確保

- ・ 複雑化する県民ニーズに対応するため、様々な背景を持つ多様な人材をあらゆる方法で確保することが重要。
- ・ 社会全体として就職氷河期世代の支援に取り組むという国の方針を受け、本県でも同世代を対象とした職員採用選考を実施。今年度の採用選考方法等を検証し今後を生かしていく。

(2) 人材の育成

- ・ 共生社会づくりを進め、県民本位の県政を実現していくために、多様な人材がその能力と個性を十分に発揮して成果を生み出せるよう、任命権者は計画的な人材育成と適切な支援を行うことが必要。
- ・ 障害者を対象とした職員採用選考について門戸を拡大したが、任命権者は、採用した職員が持てる能力を十分に発揮し活躍するためにサポート体制等の整備を推進していくことが必要。

(3) 女性職員の活躍しやすい環境・意識づくり

- ・ 全ての女性職員が自身の抱える事情にかかわらず、キャリアアップに希望を持ち、仕事と家庭の両立を図りながら管理職を目指すことができる環境づくりが重要。

(4) 高齢層職員の能力及び経験の活用

- ・ 若手職員の能力の開発・強化及び知識や技術の継承のため、高齢層職員が長年培った能力及び経験の活用が有効。適切な職の設置とともに、給与等の処遇の在り方についても検討していくことが必要。

(5) 新型コロナウイルス感染症対策を講じながらの働き方

- ・ 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本県では時差通勤やテレワークを推進。各職場では、「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避など感染リスクを考慮し事業の選択や業務執行方法を見直した。
- ・ こうした取組を多様な働き方の推進や時間外勤務の縮減に向けた業務効率化などの契機と捉え、今後に向けて積極的に生かしていくことが重要。

(6) 総実勤務時間の縮減

- ・ ICTの活用、ペーパーレス化、電子申請などデジタル技術の活用は、県民サービスの向上とともに事務事業の更なる効率化に資することから推進していくことが必要。
- ・ 学校の管理職は、勤務管理システムを活用して教員の在校等時間及び職員の勤務時間を把握し、定められた上限時間を超えないよう業務の削減や見直しに取り組んでいくことが必要。

(7) ハラスメントの防止

- ・ 職員一人一人が、ハラスメントへの理解を深めるとともに、ハラスメント行為に対する認識が職場で共有されるような研修や相談窓口の周知などの取組が必要。
- ・ L G B T Qなどの性的マイノリティに対するハラスメントが生じないように、職員に対し正しい理解を促進していくことが必要。

(4) 令和3年1月7日 職員の特殊勤務手当に関する意見（福祉保健業務手当）

児童相談所に勤務する児童福祉司等の業務の特殊性、困難性が増加しているため、福祉保健業務手当について、必要な措置を講ずることが適当（令和2年4月1日から実施）

〔 児童相談所に勤務する児童福祉司又は判定を行う所員が、社会福祉に関する業務に従事した月1月につき 20,000円に引上げ 〕

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 令和2年度中に処理したもの

(令和3年3月31日現在)

事案名	要求者	要求内容	受付年月日	審理の結果	備考
令和元年(措)第1号事案	公立学校教諭	法定休憩時間の確保、勤務時間管理の重要性について校長を指導すること等	R1.12.16	R2.7.28 判定 一部認容、一部棄却、 一部却下	
令和2年(措)第2号事案	公立学校教諭	同僚職員が理不尽な言いがかりをつけてくる、上記に係る管理職員の対応に問題がある等	R2.3.10	R2.4.20 判定 却下	

処理 計2事案2件

(2) 係属中のもの

(令和3年3月31日現在)

事案名	要求者	要求内容	受付年月日	審理の結果	備考

係属中 計0事案0件

4 不利益処分に関する審査請求の状況

(1) 令和2年度中に処理したもの

(令和3年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
昭和60年以前 4事案	埼玉県教育委員会	戒告、減給、停職	昭49.5.7 外	4事案5件 審査終了決定	
平成31年(不) 第1号事案	埼玉県教育委員会	減給処分	31.3.22	R3.1.21 処分承認	
令和元年(不) 第2号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	R1.5.20	R2.7.7 処分承認	
平成30年(不) 第1号再審事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	R2.6.23	R2.8.6 却下	

処理 計7事案8件

(2) 係属中のもの

(令和3年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
昭和60年以前 7事案	埼玉県教育委員会	停職、減給、戒告	昭35.1.12 外	係属中 12件	
令和元年(不) 第3号事案	知事	懲戒免職	R1.7.16	係属中	
令和2年(不) 第1号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	R2.12.28	係属中	
令和3年(不) 第1号事案	埼玉県教育委員会	分限免職	R3.2.5	係属中	
平成31年(不) 第1号再審事案	埼玉県教育委員会	減給処分	R3.2.15	係属中	

係属中 計11事案16件

告示

埼玉県告示第千八百八十五号

平成二十三年埼玉県告示第千二百二十九号（鳥獣保護区の更新について）に係る東入間鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

東入間鳥獣保護区

二 区域

平成九年埼玉県告示第千四百七十四号で告示した区域

三 存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千八百八十六号

平成二十三年埼玉県告示第千二百三十号（鳥獣保護区の更新について）に係る野上鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

野上鳥獣保護区

二 区域

平成三年埼玉県告示第千四百八十三号で告示した区域

三 存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

森林鳥獣生息地の保護

告示

埼玉県告示第千八百八十七号

平成二十三年埼玉県告示第千二百三十一号（鳥獣保護区の更新について）に係る
白石山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

白石山鳥獣保護区

二 区域

平成十三年埼玉県告示第千六百十八号で告示した区域

三 存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

森林鳥獣生息地の保護

告 示

埼玉県告示第千八百八十八号

平成二十三年埼玉県告示第千二百三十二号（鳥獣保護区の更新について）に係る秋平鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

秋平鳥獣保護区

二 区域

平成三年埼玉県告示第千四百八十五号で告示した区域

三 存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

森林鳥獣生息地の保護

告 示

埼玉県告示第千百八十九号

平成二十三年埼玉県告示第千二百三十三号（鳥獣保護区の更新について）に係る小川げんきプラザ鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

小川げんきプラザ鳥獣保護区

二 区域

平成三年埼玉県告示第千四百八十二号で告示した区域

三 存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

森林鳥獣生息地の保護

告 示

埼玉県告示第千百九十号

平成二十三年埼玉県告示第千二百三十四号（鳥獣保護区の更新について）に係る
児玉白楊高等学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

児玉白楊高等学校鳥獣保護区

二 区域

平成十三年埼玉県告示第千六百十五号で告示した区域

三 存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千百九十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

有間ダム特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

昭和六十一年埼玉県告示第千五百六十号で告示した区域

三 存続期間

令和三年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千百九十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

国神特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成三年埼玉県告示第千四百九十四号で告示した区域

三 存続期間

令和三年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千百九十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

上里町烏川・神流川特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成三年埼玉県告示第千四百八十九号で告示した区域

三 存続期間

令和三年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千百九十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

金勝山特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成五年埼玉県告示第千四百七十六号で告示した区域

三 存続期間

令和三年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千百九十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

金仙寺特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成三年埼玉県告示第千四百九十二号で告示した区域

三 存続期間

令和三年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千百九十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

北荒川緑地公園特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十三年埼玉県告示第千二百三十八号で告示した区域

三 存続期間

令和三年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千百九十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

秩父ミューズパーク特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成三年埼玉県告示第千四百九十号で告示した区域

三 存続期間

令和三年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千百九十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

羽生水郷公園特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十五年埼玉県告示第千四百五十五号で告示した区域

三 存続期間

令和三年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千百九十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

児玉特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十三年埼玉県告示第千二百四十二号で告示した区域

三 存続期間

令和三年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千二百号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

三ツ又沼特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十三年埼玉県告示第千六百二十五号で告示した区域

三 存続期間

令和三年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千二百一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

比企東部特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十三年埼玉県告示第千二百三十五号で告示した区域

三 存続期間

令和三年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
まるクリニック	医療法人社団ケアコミ	八潮市八條一五六七 八潮 団地二五号棟第一〇一号室	令和三年八月一日
あんずスカイ内科	鈴木 杏奈	蕨市錦町一―二―一ビバモ ール蕨錦町メデイカルゾーン	令和三年十月一日
三和クリニック	武田 健一	上尾市上町二―二―二三 三和ビル二階	令和三年十月一日
医療法人視心会 山口えのき眼科	医療法人視心会	所沢市山口一二五四―四	令和三年十月一日
せき循環器・内科 クリニック	関 憲司	所沢市緑町三―一四―三	令和三年十月一日
ふるや医院	古屋 大典	飯能市柳町四―一三	令和三年十月一日

石井ペインクリニック	石井 祐輔	東松山市小松原町七―七	令和三年十月一日
たけうち呼吸と内科のクリニック	竹内 広史	行田市持田三―四―二〇	令和三年十月一日
久下おおた内科	太田 陽子	加須市久下二―四―一―一〇	令和三年十月一日
入間キリン歯科クリニック	橋 医療法人社団高橋	入間市上藤沢六四七―三	令和三年九月一日
鶴瀬駅前歯科・矯正歯科	南 博輝	富士見市鶴瀬東一―七―三八 初音家ビル一階	令和三年八月一日
医療法人社団レク きらら歯科 ふじみ野院	医療法人社団レク	ふじみ野市大原二―一―三二	令和三年十月一日
つむぎ歯科クリニック	桐生 賢太	坂戸市緑町二―一六 二階	令和三年十月一日
さくら薬局上尾東口店	河北調剤株式会社	上尾市上町二―二―二三 和ビル一階	令和三年十月一日
グリーン調剤薬局	さくら薬局株式会社	所沢市緑町四―六―四	令和三年九月一日
あんしん薬局	あんしん看護株式会社	熊谷市本石一―九〇	令和三年十月一日
かりん薬局	牛島薬品株式会社	熊谷市大麻生一三九四―二	令和三年十月一日

寺田薬局 持田店	まごころ薬局 加須店	飛鳥薬局 久下店	ホームケア薬局 仲町店	ポプラ薬局 オークプラザ店	調剤薬局 ファルマテラス	吉川ゆうき薬局	オークー訪問看護ステーション	ひより訪問看護ステーション
株式会社アルファ アメディック	シー・シー・コア・ファーマシ 株式会社	株式会社飛鳥薬局	株式会社大慶堂	有限会社JMBROS.	有限会社CAS AKS	株式会社みなむす	株式会社フロー	株式会社陽寄りの丘
行田市持田三―四―一	加須市南大桑一六二三―一	加須市久下二―四―一五	深谷市仲町五―一 二階	蓮田市本町三―五蓮田オークプラザ駅前温泉館二F	吉川市保一―二―一 一階	吉川市美南五―三―一二	春日部市道口蛭田一七六一―一 ○ハウスセブナー〇一	児玉郡美里町甘粕一三九―七 篠原ビル
令和三年十月一日	令和三年十月一日	令和三年十月一日	令和三年十月一日	令和三年六月一日	令和三年九月一日	令和三年九月一日	令和三年十月一日	令和三年九月一日

二 指定施術機関

氏名		住所		施 術 所		指 定 年 月 日	
氏名	住所	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地
伊藤 謙一		伊藤接骨院	東松山市材木町一二一五	伊藤接骨院	東松山市材木町一二一五	伊藤接骨院	東松山市材木町一二一五
島野 百合子		熊谷中央ステーション	熊谷市村岡三〇〇一五〇二	熊谷中央ステーション	熊谷市村岡三〇〇一五〇二	熊谷中央ステーション	熊谷市村岡三〇〇一五〇二
阪井 健太郎		KEiROW埼玉狭山ヶ丘ステーション	入間市東藤沢四一六二二〇二	KEiROW埼玉狭山ヶ丘ステーション	入間市東藤沢四一六二二〇二	KEiROW埼玉狭山ヶ丘ステーション	入間市東藤沢四一六二二〇二
清原 幸継		療院	東京都世田谷区世田谷一四六一〇中嶋ビル二F	療院	東京都世田谷区世田谷一四六一〇中嶋ビル二F	療院	東京都世田谷区世田谷一四六一〇中嶋ビル二F
遠藤 稔		ナチュラルライフマツサージ治療院	入間市東藤沢四一六一二二〇二	ナチュラルライフマツサージ治療院	入間市東藤沢四一六一二二〇二	ナチュラルライフマツサージ治療院	入間市東藤沢四一六一二二〇二
斉木 淳一		まごころ治療院	さいたま市大宮区桜木町二四八一羽入田ビル三階	まごころ治療院	さいたま市大宮区桜木町二四八一羽入田ビル三階	まごころ治療院	さいたま市大宮区桜木町二四八一羽入田ビル三階
遠藤 貴幸		はつとりはり・きゅう接骨院(宮原西院)	さいたま市北区宮原町三五六七四	はつとりはり・きゅう接骨院(宮原西院)	さいたま市北区宮原町三五六七四	はつとりはり・きゅう接骨院(宮原西院)	さいたま市北区宮原町三五六七四
平田 和希		きゅう接骨院(本郷院)	さいたま市北区本郷町六一	きゅう接骨院(本郷院)	さいたま市北区本郷町六一	きゅう接骨院(本郷院)	さいたま市北区本郷町六一
羽角 隆		はすみ接骨院	坂戸市南町七一九サニパレス坂戸一〇一	はすみ接骨院	坂戸市南町七一九サニパレス坂戸一〇一	はすみ接骨院	坂戸市南町七一九サニパレス坂戸一〇一
相場 祐希		キューポラ接骨院	川口市栄町三一一〇九	キューポラ接骨院	川口市栄町三一一〇九	キューポラ接骨院	川口市栄町三一一〇九

告示

埼玉県告示第千二百三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
トミタこどもクリニック	所在地	吉川市吉川二四九一	吉川市中央二二二一
共創未来 富永薬局	名称	スクエア薬局 富永店	共創未来 富永薬局
クオール薬局ふじみ駅前店	名称	ユニコ薬局ふじみ野店	クオール薬局ふじみ野駅前店
ミント薬局	所在地	吉川市吉川六五六一〇	吉川市中央三二四四一三〇
そうごう薬局 吉川中央店	所在地	吉川市吉川二四九一	吉川市中央二二二二一
吉川松伏医師会訪問看護ステーション	所在地	吉川市平沼一二三五 一三F	吉川市中央二二七一一〇 三F

二 指定施術機関

平野 雄太		氏 名
施術所		変更事項
所在地	名称	
北葛飾郡松伏町ゆ めみ野六―二―九	野院 整骨の光明 ゆめみ	変更前
越谷市大沢三二一 二―一	院 整骨の光明 大沢	変更後

告示

埼玉県告示第千二百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

名称	所在地	廃止年月日
まるクリニック	八潮市八條一五六七 八潮団地二五	令和三年七月三十一日
椿峰クリニック	所沢市小手指南三―四七―三	令和三年六月三十日
久喜エンゼル歯科クリニック	久喜市青毛二―二―一八	令和三年十月一日
松江ファミリー歯科	草加市松江二―七―一四	令和元年十二月三十日
入間キリン歯科クリニック	入間市上藤沢六四七―三	令和三年八月三十一日
鶴瀬駅前歯科・矯正歯科	富士見市鶴瀬東一―七―三八 初音家ビル一階	令和三年七月三十一日
グリーン調剤薬局	所沢市緑町四―六―三	令和三年八月三十一日
かりん薬局	熊谷市別府五―五三	令和三年八月一日

松家リビング訪問看護ステーション久喜	吉川ゆうき薬局	ファースト薬局	こだまくるみ薬局
久喜市本町五―一〇―二六	吉川市美南五―三―二	吉川市保―一―二―一	本庄市児玉町上真下三二六―一
平成三十年四月三十日	令和三年八月三十一日	令和三年八月三十一日	令和三年九月十日

告示

埼玉県告示第千二百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
本庄さくら歯科クリニック	本庄市朝日町三一七―三八	令和三年十月三十日

告示

埼玉県告示第千二百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	休止年月日
訪問看護リハビリステーション ここりハ	熊谷市上之二八六八―三クリスタルマンション二〇一	令和三年十月一日

告示

埼玉県告示第千二百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称		所在地		開設者名		サービスの種類		指定年月日	
社会医療法人ジヤパンメデイカルアイアンス東埼玉総合病院		幸手市吉野字明神前五七五		社会医療法人ジヤパンメデイカルアイアンス		訪問リハビリテーション		令和三年八月一日	
医療法人秀志会 たなか整形外科 クリニック		志木市幸町四一三―一八		医療法人秀志会		訪問看護 居宅療養管理指導		令和三年九月一日	
介護予防居宅療養管理指導		介護予防訪問リハビリテーション		介護予防訪問リハビリテーション		訪問看護			

告示

埼玉県告示第千二百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項		変更前	変更後	サービスの種類
くわのみ本郷クリニック通所リハビリテーション	事業所名	事業所所在地	くわのみ本郷クリニック	くわのみ本郷クリニック通所リハビリテーション	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
ファークロス薬局 北有楽町	事業所所在地	事業所所在地	東京都千代田区神田練堀町六八―一ムラタヤビル二階	東京都千代田区神田練堀町六八―一ムラタヤビル三階	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
ファークロス薬局 入間	事業所所在地	事業所所在地	東京都千代田区神田練堀町六八―一ムラタヤビル二階	東京都千代田区神田練堀町六八―一ムラタヤビル三階	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

告 示

埼玉県告示第千二百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称		シヨートステイ みんなの家・蓮田	
所在地		蓮田市東二―一 ―二五	
サービスの種類		短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	
廃止年月日		令和三年十月三十 一日	
椿峰クリニック		所沢市北野野竹 五七	
介護予防居宅療養 管理指導	介護予防訪問リハ ビリテーション	介護予防訪問看護	居宅療養管理指導
訪問看護	訪問リハビリテ― ション	令和三年六月三十 日	

グリーン調剤薬局		マリブ調剤薬局	
所沢市緑町四 六―三		春日部市上蛭田 六三〇―一 二マシヨ ン一〇	
介護予防居宅療 養管理指導	居宅療養管理指 導	介護予防居宅療 養管理指導	居宅療養管理指 導
令和三年八月三十 一日		令和三年七月三十 一日	

告 示

埼玉県告示第千二百十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県越谷児童相談所一時保護所給食調理等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県越谷児童相談所総務担当 埼玉県越谷市恩間402番地1
- 3 落札者を決定した日
令和3年9月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社レパスト 東京都港区東新橋1丁目9番1号
- 5 落札金額
38,808,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年7月20日

告 示

埼玉県告示第千二百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷レイクタウン二百一街区複合店舗

埼玉県越谷市レイクタウン九丁目一番地二十九の一部

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） M U Lプロパティ株式会社 代表取締役 船橋啓二

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

（変更後） 三菱HCキャピタルプロパティ株式会社 代表取締役 船橋啓二

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

ハ 変更年月日

令和三年十月一日

ニ 届出年月日

令和三年十月十九日

二 縦覧期間

令和三年十月二十九日から令和四年二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十月二十九日から令和四年二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千二百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ららぽーと新三郷、コストコホールセール新三郷倉庫店

埼玉県三郷市新三郷ららシティ三丁目一番地五、一番地七

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・

テリオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 外 計百十一

者

（変更後）コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・

テリオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 外 計百六者

ハ 変更年月日

令和三年九月三十日外

ニ 届出年月日

令和三年十月十五日

二 縦覧期間

令和三年十月二十九日から令和四年二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十月二十九日から令和四年二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井ショッピングパーク ララガーデン春日部

埼玉県春日部市南一丁目一番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計四十一者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番一号 外 計四十者

ハ 変更年月日

令和三年二月十日外

ニ 届出年月日

令和三年十月十五日

二 縦覧期間

令和三年十月二十九日から令和四年二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十月二十九日から令和四年二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千二百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヨークフーズ新座馬場店

埼玉県新座市馬場四丁目四千一番地一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 協定の締結について
災害時における一時的な避難場所として、駐車場等敷地の使用及び物資の提供について御協力いただきたいと考えております。今後、協定の締結について御検討願います。
- (2) アイドリング・ストップについて
収容能力が二十台以上又は駐車面積が五百㎡以上の自動車駐車場については、埼玉県生活環境保全条例に基づき、看板の掲出等により駐車場利用者に対してアイドリング・ストップを行うよう周知してください。
なお、看板によりアイドリング・ストップを行うよう周知する場合は、二十台につき看板一枚を目安として全ての駐車場利用者に認識されやすい場所に設置してください。
- (3) 騒音と振動について
工事の施工中、その事業区域から発生する騒音及び振動で近隣住民へ迷惑を掛けることがないよう十分配慮してください。また、埼玉県生活環境保全条例に基づき、工事車両の駐車中及び停車中はアイドリング・ストップを励行し、近隣住民からの苦情等に際しては、迅速な対応及び処理に当たるよう努めてください。
- (4) 不要な光の氾濫について
サーチライト等の照明目的以外に漏れ出す光や必要がない光を少なくし、不要な光の氾濫を起ささないよう配慮してください。また、近隣住民からの苦情等があった場合には、誠実に対応するよう努めてください。
- (5) 自動車走行等の騒音について

施設の敷地内における自動車走行等による騒音（来客の自動車によるもの、荷さばき作業のための車両からの騒音を含む。）が予見される場合については、注意喚起の看板の設置や駐車場の夜間利用制限等を行うことで、騒音の発生を低減することに努めてください。

(6) 室外機等の騒音について

店舗や施設で用いる冷却塔、室外機等については、騒音対策として、機器周辺の遮音効果を高めることや機器周辺の吸音処理を行うこと（周辺の壁に吸音にすぐれた素材を用いること等）、また、低騒音機器を導入すること、さらには、防振架台の設置等機器の稼働に伴う振動を防止すること等で、騒音の発生を低減することに努めてください。

(7) 駐車場施設及び自転車置場について

本市の基準では、商業施設は延床面積三〇平方メートルごとに一台以上の駐車場施設が必要です。また、延床面積一〇平方メートルごとに一台以上の自転車置場が必要です。また、必要台数を満たす必要がない場合は、算出根拠等を明示し当課と協議願います。

(8) 交通安全対策等について

通勤・通学時間帯の工事車両の出入りは自粛し、工事中において工事関係者の駐車場を確保し、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、車両誘導員を配置し交通安全に万全を期してください。

開業後においては交通事故・交通渋滞等が生じないように必要に応じて交通誘導員を設置するなど、交通安全に万全を期するとともに、周辺に路上駐車・駐輪することのないよう利用者及び従業員に周知徹底をお願いします。

(9) 車両の出入りについて

車両の出入りに対する安全対策として、商業施設への車両の出入口を限定するとともに、見通しを確保してください。その他の境界は、車両の出入りを禁止するためガードパイプ等、高さのあるものを設置してください。また、出入口の事故防止のため、敷地内に一時停止を促す標示若しくは看板等を設置してください。

(10) 朝霞県土整備事務所との協議について

事業区域に接する主要地方道保谷・志木線については、朝霞県土整備事務所と協議を行ってください。

(11) 縁石について

新座市道第四一六〇号線について、車両の出入口として使用しない部分に縁石を設置してください。

(12) 安全対策について

警察と協議を行い、必要な安全対策を行ってください。なお、今後行われる開発事前協議において、計画の安全対策を図面等に表記してください。

(13) 誘導員について

計画地が隣接している馬場四丁目の道路は、新座中学校の通学路に指定されており生徒の通行が予想されます。また計画地一帯は、新座中学校及び第一小学校の学区域であり、放課後は児童生徒が頻繁に通行することが予想されます。駐車場の出入り口には誘導員を配置できるかどうか検討してください。

二 縦覧期間

令和三年十月二十九日から令和三年十一月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第千二百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和三年十月二十日認可した。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

上里土地改良区

二 事務所の所在地

児玉郡上里町

告 示

埼玉県告示第千二百十六号

測量計画機関である吉川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

吉川市

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影 一万分の一）

三 作業地域

吉川市全域

四 作業期間

令和三年十月十四日から令和四年三月十八日まで

告 示

埼玉県告示第千二百十七号

令和三年埼玉県告示第四百号で公示した基本測量は、令和三年十月十二日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定により市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により公告する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

川口本町4丁目9番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和三年十月から令和八年九月まで

三 施行地区（及び工区）

埼玉県川口市本町四丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県川口市本町四丁目十三番三号

五 設立認可の年月日

令和三年十月二十九日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

公告の内容及び都市再開発法施行規則第四条第一項の施行地区区域図によって表示した施行地区を市街地再開発事業の施行地区内の適当な場所に、その公告をした日から起算して三十日間掲示するものとする。

八 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

本事業計画では個別利用区を定めていないため適用は無いものとする。

九 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和三年十一月二十七日

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 中津川三峰口停車場線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
秩父市中津川字向山一〇六番二地 先から同市中津川字向山一〇五番 二地先まで			区 間
			六・〇〇
一〇二・〇〇	一一三・〇〇		延 長 (メートル)
			備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
吉川市大字吉川字屋敷付一五一一番一地区先から同 市大字保字北谷四七九番一地区先まで	吉川市大字吉川字屋敷付一五一一番一地区先から同 市大字保字北谷四七九番一地区先まで		区 間
二二・〇〇〇 三九・一〇	八・八〇〇 三四・五〇		敷地の幅員 (メートル)
九八二・五〇	九八三・六三		延 長 (メートル)
			備 考

令和4年度に新Aは吉川市に引き継ぐ予定。移管されるまでの期間は、新A・新Bの両方を管理する。